

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 1. 募集型企画旅行契約

- ①この旅行はNGOピースボート事務局がコーディネートし、株式会社ジャパングレイス（東京都新宿区高田馬場1-32-13。観光庁長官登録旅行業第617号。以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行です。この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- ②旅行契約の内容・条件は募集広告・パンフレット（以下「募集広告等」といいます）、本旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます）および当社旅行業約款の募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- ③当社は募集広告等に記載された旅行日程表にしたがって、ご出発場所から解散場所に到着されるまでの運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供ができるよう手配し、旅程管理することを引き受けます。

## 2. 旅行のお申し込み

- ①当社または当社の受託営業所（以下「当社ら」といいます）にて当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、申込金として20,000円をそえてお申し込みいただきます。所定の申込書の提出と申込金のお支払いを当社が確認した時点で正式なお申し込みとなります。申込金は旅行代金をお支払いいただくときにその一部として繰り入れます。
- ②当社らは、電話、郵便、ファクシミリおよび電子メールその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合契約は予約の時点では成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して10日以内に、申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らは申込はなかったものとして取り扱います。またご出発まで一定以上の日数がない場合、お電話でのお申し込みをお断りさせていただくことがあります。
- ③申込金は「お支払い対象旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。
- ④お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らはお客様の承諾を得て、キャンセル待ちのお客様として登録します。ただし「当社らが予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ち登録の解除のお申し出があった場合」または「結果として予約ができなかった場合」は、当社らは当該申込金を全額払い戻します。
- ⑤当社らは同一コースにおいて参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めるときは、その方が旅行契約のお申し込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に関する取引は当該代表者との間で行うことがあります。

## 3. 申込条件

- ①お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。
- ②旅行開始時点で13歳未満の方は、保護者の同行が必要となります。
- ③お客様にたのしい船旅を過ごしていただくため、当社所定の健康質問書にご記入いただき、提出をお願いいたします。旅行の安全かつ円滑な実施のために、コースによりご参加をお断りする場合は、同伴者の同行などを条件とすることがあります。
- ④慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方、そして特別の配慮を必要とする方は、その旨旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じますが、医師の診断書を提出していただく場合もあります。

また、現地事情や関係機関の状況等により、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者あるいは同伴者の同行などを条件とするか、ご参加をお断りする場合があります。

- ⑤お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- ⑥お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
- ⑦お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または本旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- ⑧日本以外の国籍をお持ちのお客様は別途の手続き・手配等が必要となる場合がありますので、必ずお申し込み時にお申し出ください。
- ⑨お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合はご参加をお断りすることがあります。
- ⑩お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- ⑪お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社らの信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- ⑫その他当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

## 4. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- ①当社らは旅行契約成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書、申込書、請求書等により構成されます。
- ②本項①の契約書面を補完する書面として、当社らはお客様に集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を、遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開日当日までにお渡しすることがあります。お渡し方法には郵送を含みます。またお渡し期日以前であってもお問い合わせいただければ当社らは手配状況についてご説明します。

## 5. 旅行代金に含まれるもの

- ①旅行日程に明示した船舶の運賃
  - ②船内宿泊（ご請求書に提示された船室クラス）
  - ③明示した食事回数の料金、船内イベント（一部有料あり）
  - ④船舶による手荷物運搬料金
  - ⑤添乗員の同行費。
- 上記費用はお客様のご都合により一部利用されなくても、原則として払い戻しはいたしません。

## 6. 旅行代金に含まれないもの

前第5項①から⑤のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- ①傷害、疾病に関わる医療費。海外旅行保険料（旅行変更費用補償特約含む）
- ②オプションツアーの代金
- ③クリーニング代、通信費、飲み物代などの個人的費用
- ④ご自宅から発着港までの交通費・宿泊費・手荷物運搬費
- ⑤渡航手続費用（査証料・渡航手続代行手数料・予防接種料金）
- ⑥ポートチャージ
- ⑦船内でのチップ
- ⑧フューエル（燃油）サーチャージ